３　資金計画認定事業再編事業者は、認定事業再編計画の実施期間中の各事業年度の四半期ごとの実施状況について、速やかに、主務大臣に様式第四十九により報告をしなければならない。

４　第一項の規定による報告には、貸借対照表及び損益計算書（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画の報告にあっては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものに限る。）を添付しなければならない。

５　認定事業再編事業者は、認定事業再編計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、主務大臣に様式第五十により報告をしなければならない。

一　当該認定事業再編事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。

二・三　［略］

６　主務大臣は、第一項の規定による報告を受けたときは、様式第五十の二により、当該報告書に係る認定事業適応計画の実施状況の概要を、又は様式第五十の三により、当該報告に係る認定事業再編計画の実施状況の概要を公表するものとする。

（四半期ごとの実施状況の報告事項）

第四十九条　前条第三項の各事業年度の四半期ごとの実施状況の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　資金計画認定事業再編事業者の売上の推移を示す書類

二　資金計画認定事業再編事業者の有利子負債の残高の推移を示す書類

（会社法又は民法の特例に関する報告事項）

第五十条　認定事業再編事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、

３　資金計画認定事業者は、認定計画の実施期間中の各事業年度の四半期ごとの実施状況について、速やかに、主務大臣に様式第四十九により報告をしなければならない。

４　第一項の報告には、貸借対照表及び損益計算書（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画又は特別事業再編計画の報告にあっては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものに限る。）を添付しなければならない。

５　認定事業者は、認定計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、主務大臣に様式第五十により報告をしなければならない。

一　当該認定事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。

二・三　［略］

［新設］

（四半期ごとの実施状況の報告事項）

第四十九条　前条第三項の各事業年度の四半期ごとの実施状況の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　資金計画認定事業者の売上の推移を示す書類

二　資金計画認定事業者の有利子負債の残高の推移を示す書類

（会社法又は民法の特例に関する報告事項）

第五十条　認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、第四十八条第一項の報告に、当該各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　法第二十六条及び第二十七条の規定による現物出資又は財産引受（以下この号において「現物出資等」という。）当該現物出資等に係る財産の内容及び価額

二　法第二十九条の規定による資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合　当該資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容

三　法第三十条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分　当該株式の発行又は自己株式の処分の内容、特定株式等取得の結果及び同条第三項の規定により読み替えて準用する会社法第七百九十七条の規定による手続の経過

四　法第三十一条第一項の規定による特定剰余金配当（同項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十五条第一項の規定の適用についての特例措置としてのみ実施するものを除く。）　特定剰余金配当株式等（特定剰余金配当に係る関係事業者の株式又は外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものをいう。以下この号において同じ。）が金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この号において同じ。）に上場された日及び当該金融商品取引所の名称（特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されていない場合にあっては、その旨及びその理由）

五　法第三十二条第一項の規定による事業の譲渡の場合の債権者への催告　当該事業の譲渡の内容

（課税の特例等に関する報告事項）

第五十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の四第一項又は第六十八条の九十六の二第一項の報告に、当該各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　法第二十八条及び第二十九条の規定による現物出資又は財産引受（以下この号において「現物出資等」という。）当該現物出資等に係る財産の内容及び価額

二　法第三十一条の規定による資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合　当該資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容

三　法第三十二条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分　当該株式の発行又は自己株式の処分の内容、特定株式等取得の結果及び同条第三項の規定により読み替えて準用する会社法第七百九十七条の規定による手続の経過

四　法第三十三条第一項の規定による特定剰余金配当　特定剰余金配当株式等（特定剰余金配当に係る関係事業者の株式又は外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものをいう。以下この号において同じ。）が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この号において同じ。）に上場された日及び当該金融商品取引所の名称（特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されていない場合にあっては、その旨及びその理由）

五　法第三十四条第一項の規定による事業の譲渡の場合の債権者への催告　当該事業の譲渡の内容

（課税の特例等に関する報告事項）

第五十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業者